#### 議事日程第4号

令和6年9月26日(木曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定 について

日程第3 議案の審議及び採決 2件

議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定 について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会(必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

# 追加議事日程

日程第1 追加議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について

議案第51号 工事請負契約の変更について(令和4年度南海トラフ巨大地震に

#### 備えた亜炭鉱跡対策事業第3期防災工事)

議案第52号 工事請負契約の変更について(令和5年度南海トラフ巨大地震に 備えた亜炭鉱跡対策事業第4-1期防災工事)

## 日程第2 議案の審議及び採決 3件

議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について

議案第51号 工事請負契約の変更について(令和4年度南海トラフ巨大地震に 備えた亜炭鉱跡対策事業第3期防災工事)

議案第52号 工事請負契約の変更について(令和5年度南海トラフ巨大地震に 備えた亜炭鉱跡対策事業第4-1期防災工事)

# 出席議員 (12名)

議長	大	沢	まり	)子	1番	鈴	木	篤	志	2番	広	Ш	大	介
3番	Щ	田		徹	5番	可	児	さる	ヒみ	6番	鈴	木	秀	和
7番	清	水	亮	太	8番	奥	村		悟	9番	伏	屋	光	幸
10番	高	Щ	由	行	11番	岡	本	隆	子	12番	谷	П	鈴	男

#### 欠席議員 (なし)

# 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	渡	辺	幸	伸	副	町	長	筒	井	幹	次
教育	長	奥	村	恒	也	総 矛	簩 部	長	各	務	元	規
企 画 部	長	田	中	克	典	民生	生 部	長	中	村	治	彦
建設部	長	早	JII		均	教 育 学校	が 参 事 教育部	· 兼 県長	髙	木	雅	春
総務課	長	土	谷	浩	輝	企「	画 課	長	山	田	敏	寛
まちづくり記	課長	荻	曽	弘ス	大郎	税	務 課	長	丸	Щ	浩	史
住民環境調	果長	金	子	文	仁	保険	長寿護	果長	大ク	人保	嘉	博
福祉子ども訳	果長	古	Ш		孝	農力	林 課	長	渡	辺	_	直
上下水道詩	果長	可	児	英	治	建;	設 課	長	石	原	昭	治
亜炭鉱廃 対 策 室	坑長	木	村	公	彦	会計	十管理	!者	塚	本	政	文
生涯学習護	長	日上	匕野	克	彦							

# 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士

議会事務局書 井戸芳枝

#### 開議の宣告

## 議長 (大沢まり子さん)

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

なお、岐阜新聞社様、中日新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

#### 会議録署名議員の指名

# 議長 (大沢まり子さん)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 伏屋光幸さん、10番 高山由行さんの2名を指名いたします。

#### 追加議案の上程及び提案理由の説明

## 議長 (大沢まり子さん)

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第49号、1件を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

## 町長 (渡辺幸伸さん)

皆さん、おはようございます。

それでは、議案に関する説明をいたしたいと思います。

この御嵩町の現庁舎は昭和54年4月に竣工されており、築45年を経過した建物でございます。 平成24年度に実施した耐震診断において、南海トラフ巨大地震の想定震度である震度6弱の 地震が発生した場合に、庁舎が倒壊または崩壊する危険性が高いということが判明して以降、 前町長の方針の下、議会と連携しながら庁舎の新築移転の計画が進んでまいりました。しかし、 この計画の進捗が滞り、その解決を引き継ぐことが私の命題となったわけでございます。

私が町長に就任してからはや1年が経過いたしました。町民の皆様の中には、当初から既に 10年以上の時間が経過したこの問題にいつまで時間をかけるつもりなのか不信に思われた方も おられることと思います。

私といたしましても、この問題は命に関わる重要な課題であり、いち早く方向性を導かなければならない大きな問題であるというふうに認識し、解決に至るために何が必要か、何をすべきか常に自問しつつ進めてまいりました。

昨年9月議会の初日、所信表明の場にて、私は次のとおり申し上げました。私自身、今回の選挙戦を通じて新庁舎等整備事業に対する期待や不安、様々な御意見を伺い、改めて本事業に対する町民の関心の高さを感じているところでございますが、やはり多く聞こえてきましたのは事業に対する懸念や不信といった声が多かったように思います。こうした中、今後の方針を定める意味においても、まずはこれまでに町が進めてきたプロセス等に問題はなかったのか、第三者による公平・中立な視点からの検証が必要ではないかと考えております。これらの検証に当たり、さらに時間を要することにはなりますが、町が責任を持ってこの問題解決に取り組んでまいりますと申し上げた次第でございます。

私の意図は、この御嵩町を対立の構図から対話の形にしたい、賛成、反対の二極の結論だけではなく、互いに納得を得た議論での結論を導きたいといったものでございましたので、時間をかけたことにつきましては、その点御承知いただけたらと思っております。

本事業の進展に当たっては、今定例会の挨拶でも申し述べましたとおり、第三者検証委員会による検証結果の報告書を受け取りました後、町と町議会による懇談会を設置し、今後先へ進むための共通理解に向け集中的な議論を重ね、先般、町民説明会において、今後の進むべき方向性を町民の皆様にお示ししたところでございます。

今回提出いたします位置条例の制定は、新庁舎等整備事業の本格的な再スタートとなるものであり、地方自治法に定める議会の特別議決となりますので、町民から負託を受けられた議員の皆様に大変重要な判断をお願いするものでございます。

町民の皆様の御期待に応えるよう町と議会両輪にて鋭意取り組んでまいりたいと考え、本議 案を提出いたしますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて御説明をいたします。

追加議案資料つづりの1ページを御覧ください。

初めに、改正の趣旨でございますが、御嵩町役場本庁舎を移転し建て替えをするに当たり、新本庁舎の建設予定地を定めるため、御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、御嵩町役場本庁舎の事務所の位置を現在の「御嵩1,239番地1」から新本庁舎 建設地の「中58番地1」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、別途規則で定める日からとしております。

続いて、3ページを御覧ください。

今回、議案を提出する理由について御説明をいたします。

先ほど触れましたことと繰り返しになる部分もございますが、町ではこれまでに進めてきた 新庁舎等整備事業の手順や経緯等について、第三者検証委員会による客観的な評価、検証を実 施してまいりました。様々な観点から検証していただいた結果、いずれも合理性があり、特段 問題となる点はなかったとの結論でございました。一方で、議会とのコミュニケーション不足 が今回の混乱を招いた要因の一つであるとの指摘を受けております。

このため今後の方針を決めるに当たり、住民の代表機関である町議会と一定の合意の下進めていく必要があると考え、懇談会を設置し、議論を重ねてまいったところでございます。

懇談会では、議員おのおのの立場や信念がある中、今後先へ進むための意見交換を実施させていただき、新庁舎の位置は、現計画地で進めることについて全員の合意が確認できたところでございます。この懇談会における合意の方針をもって、先般町民説明会を開催し、現計画地で進めていく方針を広く町民の皆様にお示しし、御理解をいただけるよう説明に努めたところでございます。

これまで本事業が停滞した理由の一つに、位置条例の制定の見込みが立たなかったことは多くの皆様が認識しているところであり、これらの経緯を鑑みますと、事業の進展に当たりましては位置条例の制定が焦点となってまいります。

新本庁舎の位置の決定は、この後御説明いたします今後の亜炭充填事業や盛土の受入れ協議、地方債の起債協議など、関係機関との協議、交渉を進めていく上で必要になるものと考えております。あわせて、地権者や関係者に対する責務や安心感、関係機関等からの信頼獲得の部分においても位置の決定を示すことは重要であると判断しております。

ここまでに至りました本町の特殊事情を考慮いたしますと、事業進展に当たっては位置条例を制定し、町民の皆様へお示しした方針の下、いち早く実行に移していくことが必要であり、 今回議案を提出させていただくものでございます。

先ほど御説明いたしました理由のうち、1つ目、亜炭充填事業につきましては、町では経済 合理性の観点から、計画地の建物地下の亜炭空洞の充填を盛土造成に先立ち着手する考えでお ります。

これまで亜炭充填事業の対策は防災事業としての位置づけで実施してまいりましたが、現在は確実に防災事業として実施できると根拠を持って言えない状態でございます。

町では、防災事業たる判断及び防災事業の実施たる説明根拠として、確固たる大義名分が必要であると考えており、それが位置条例や予算の可決であると認識をしております。

当地での防災事業の実施を確定し、亜炭対策の設計・施工に取りかかるためには、速やかな位置条例の制定が必要と考えております。

続いて2つ目、盛土の受入れ協議につきまして、事業費の徹底的な縮減を図る上では、敷地造成に係る盛土の購入費を抑えることが重要でございます。しかしながら、過去における事業停滞の経緯等もあり、現在のところ盛土の受入れ協議に当たっては、確実な事業実施を相手方に示すことができず、受入れ協議の進展が見込めないなど、町は信用を獲得できない状態とも言えます。

したがって、関係機関等との盛土の受入れ協議をいち早く進めるためには、町の受入れスケ ジュールと確実な責任を相手方に示すことが必要であり、それを示すものが位置条例の可決で あるというふうに考えております。

最後に、理由の3つ目になりますが、地方債の起債協議についてでございます。

地方債の発行には、県との協議と同意が必要であり、その用途や適債性が審査されます。

町では、これまで時限措置のある有利な起債計画の下事業を進めてまいりましたが、事業の 停滞により現在その継続性が問われ、適債性が不透明な状況となっております。

新本庁舎の位置と防災拠点たる整備が確定していない状況下では、事業の継続性から、これまでの起債対象や新たな起債の発行に対し、支障が出かねないと考えております。有利な財源確保のため、今後適切に県と起債協議をするためには、位置条例の可決が必要と考えております。

以上が本町の特殊事情であり、今回議案を提出させていただく理由でございます。

続いて、事務所の位置を「中58番地1」とする理由について御説明いたします。

新庁舎等整備事業の計画地は、農地をはじめ道路や水路など、複数の地番が混在する敷地であり、中坪と上川原の2つの字が存在いたします。

計画地は、所有権移転後に合筆を予定しておりますが、合筆登記の制約上、異なる字同士の合筆はできないこと、地番は最若番、最も小さいものに集約されること等の規制を受けることになります。このため、当該計画地は字中坪は58番地1に、字上川原は27番地1に集約され、2つの地番が存在することになります。

今回の事業計画では、新本庁舎の位置は字中坪の範囲で建設予定のため、事務所の位置の表

示は中58番地1とするものでございます。

以上で、議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長(大沢まり子さん)

ここで暫時休憩いたします。この休憩は議事進行上の休憩でございますので、再開は3分後 といたします。

午前9時14分 休憩

午前9時17分 再開

# 議長 (大沢まり子さん)

休憩を解いて再開します。

## 議案の審議及び採決

## 議長 (大沢まり子さん)

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に ついて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

## 議長 (大沢まり子さん)

議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

#### 6番(鈴木秀和さん)

位置条例の関係について、2つ質問をさせていただきます。

新庁舎計画について、今御説明あったとおり議会との懇談会で基本方針について合意し、8 月下旬に町民に対して説明したばかりです。

その内容は、場所としては21号バイパス沿い、施設配置はホールを休止する、防災広場と駐車場を入れ替え駐車場を調整池と兼ねる、庁舎建物は木造から鉄筋コンクリートもしくは鉄骨造に変更し、健康センターを組み入れる方向とする、事業費は前計画ベースとの比較で、物価高騰は考慮しないベースでホールの休止、構造を見直し、外構の見直しなどで78億円から17億円削減し約61億円とし、うち盛土材料6億円については無償もしくは安価な調達を検討するといったまさに基本方針であり、配置図も庁舎の平面図もありません。事業費も正確に積み上げたものではありません。このような概略案程度で、なぜ今位置条例を決議するのか腑に落ちません。もう少し事業内容を固めて、位置と計画内容がはっきりしたところで検討し、決議すべきではないでしょうか。

さて、町長から理由として3つ上げられました。1つが亜炭鉱跡空洞充填工事の先行実施に向けて必要であると、2番目、盛土材料の受入れ協議に向けて必要であると、3番目、有利な起債発行の協議に向けて必要であるという説明でした。しかし、いずれも位置条例決議が絶対条件というものではありません。

そこで2点質問します。

位置条例は完成移転前までに行えばよく、決議時期の定めはありません。前回は、設計、各種交渉、一部工事などは位置条例決議前に実施されました。位置条例決議は3分の2以上の賛成が必要な重要な決議事項です。当該地は農地で現在他人名義であり、農地転用許可が得られなければ売買もできません。新庁舎計画は、まだ基本方針程度のざっくりした状況にもかかわらず、位置条例決議を急がれるのはなぜか、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

2点目、補足説明のあった亜炭鉱跡空洞充填工事の先行実施、盛土材料の受入れ協議、有利 な起債発行の協議に向けて必要との説明は絶対条件ではないですが、町長おっしゃるように総 事業費縮減への影響は大きく、ぜひ成果を得ていただきたい内容です。逆に言いますと、位置 条例が決議されれば、この位置条例決議をバックに交渉を進めることができ成果を約束する、 結果にコミットするとの決意であると理解してよろしいでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

#### 議長(大沢まり子さん)

町長 渡辺幸伸さん。

#### 町長 (渡辺幸伸さん)

それでは、質問にお答えしたいと思います。

1点目でございますが、位置条例の決議に関して、完成移転前までに行えばよく、決議時期の定めは特にないということもあり、位置条例の決議を急ぐ理由はなぜかという点かと思いますけれども、議員御指摘のとおり地方自治法によりますと、この位置条例の制定時期については特に具体的な定めはございません。他の自治体の実例を調べてみましても、各自治体それぞれの事情により制定時期がまちまちであり、その判断は自治体の裁量に委ねられているというふうに解しております。

位置条例を提出する必要性について先ほど御説明いたしましたが、特にこの御嵩町の場合、 特殊事情として、この亜炭充填事業、こういったものが他自治体とは異なる特殊な要件である というふうに考えております。計画地で防災事業たるこの亜炭充填事業を進めていくという説 明には、やはり確固たる大義名分が必要であるというふうに思っております。

また、盛土の受入れ協議しかり、地方債の起債協議しかり、対外的に協議を行っていく、交渉を行っていく上で、まずは相手方に信用、信頼いただける形あるものとして示す必要があるというふうに考えております。

私もこれまで国や県に相談する中で、やはり町の覚悟といいますか決意、明確な意思を伝えていくということの必要性を感じているところでございます。それが位置条例の制定であるというふうにも考えております。

先日、町民の皆様に住民説明会という形で方向性についてお示しをさせていただきました。 その実現に向けて、いち早くその実行段階に移していくことが何よりも必要であり、今定例会 での位置条例の決議をお願いしたいというものでございます。

2点目でございますけれども、3つの理由は絶対条件ではないもののということですが、これは先ほどの説明にもなりますが、ぜひ成果を得てほしいという強い要望だったかというふうに思いますし、この決議が交渉が進む成果を得るための結果を約束、コミットするものとして理解していいかということだったかというふうに認識しております。

今後国あるいは県、関係機関等と協議、交渉を進めていく上で、町の信用や信頼性の部分と

いうのは、先ほど申しましたように大事な要素であると考えられ、まずは町がしっかり協議できる土俵に上がることということが肝要であると考えております。交渉が進むための素地を整えるという認識であるということでございます。

その上で、協議、交渉自体は相手方の判断にもよるところにありますので、結果を約束する とはなかなかこの場で言うことはできかねますが、その決議を踏まえまして、お示しした方針 が実現できるようしっかりと協議をしていきたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

## 議長 (大沢まり子さん)

6番 鈴木秀和さん。

#### 6番(鈴木秀和さん)

ありがとうございます。

しっかりとやっていくという町長のお言葉をいただきましたので、そこはぜひお願いしたいし、信じたいと思っております。

1つだけ、ちょっと説明会に関連した部分もありますが、今の回答の中でも出てきましたが、 位置条例について、早く決めなかったので新庁舎事業を前回ストップするような結果になった と言われる方も説明会でおられました。ですから、位置条例を早く決議すべきという部分もあ るのかなと思ったんですが、その部分の説明は特にはなかったと思います。

私は前回の件について、事業費を含め、新庁舎計画を進めるために必要な賛成が得られなかった結果ということであり、位置条例の時期が先だったか後だったかというのは特段問題ではなかったんじゃないかなというふうに思っております。

今回、位置条例を先行して行われようとしていますけど前回と何が違うのか、そこのところだけちょっと補足をいただけるとありがたいです。

## 議長 (大沢まり子さん)

町長 渡辺幸伸さん。

#### 町長 (渡辺幸伸さん)

質問にお答えしたいと思います。

今回、位置条例を先行して議決したいということですが、前回との違いは何かという御質問だったかと思います。

今回の議案につきましては、あくまでも新庁舎の事務所の位置を定めるものに限定されるというものでございますが、ここに至るまでに新庁舎を含む当該計画地の整備事業計画全般にわたる今後進めるべき町の見直し方針をお示ししてきております。決議に際して、単なる位置の決定というだけではなく、計画の見直し、全体像の協議まで図れた上で提出したいと私も考え

ておりました。

第三者委員会で指摘されたとおり、コミュニケーション不足という報告にも対応するため、これまでに議会との懇談会をはじめ議員の皆様とは真摯に意見交換し、総事業費の見込みや縮減対策など、かなり細部にわたって検討、説明を重ねてきたというふうに思っております。その上で一定の合意に達し、町民の皆様に対する説明会を開催し、おおむね御理解いただけたものというふうに認識をしております。

当然さらなる修正、あるいは細部を詰めていく作業、こういったものは皆様のニーズを反映 していく作業が必要になってまいりますので、今後もコミュニケーションをしっかり取りなが ら丁寧に説明をしていきたいというふうに思っております。

皆様に御納得いただけるよう、前回と比較した場合こういった手続、手順、こういったもの は踏んでこられたのではないかというふうに思っております。以上でございます。

#### 議長(大沢まり子さん)

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号 御嵩町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

この採決は、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は12人であり、その3分の2は8人です。

また、この場合は議長も表決権を有するため、私も採決に加わります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩いたします。

午前9時31分 休憩

#### 議長 (大沢まり子さん)

休憩を解いて再開します。

ただいま町長より議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について、議 案第51号 工事請負契約の変更について、議案第52号 工事請負契約の変更についてが提出を されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいまから、議会事務局職員に追加日程及び追加議案その2を配付させます。

〔追加日程及び追加議案配付〕

## 追加議案の上程及び提案理由の説明

# 議長 (大沢まり子さん)

それでは、追加日程第1、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第50号から議案第52号までの3件を一括 議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について、朗読を省略し、説明 を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

#### 総務課長(土谷浩輝さん)

それでは、議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

一般会計補正予算書の(第4号)、2ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に215万3,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を102億2,165万7,000円とする旨規定しています。

第2条では、債務負担行為の補正について規定しています。

それでは、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。 第2表 債務負担行為補正です。 今回、新庁舎事業用地修正設計事業を1件追加しております。

期間は令和6年度から令和7年度までで、限度額を4,570万円としています。これは、新庁舎計画地の敷地造成に係る修正設計を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

7ページをお願いします。

歳入です。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の歳出補正の財源として繰り入れるものであります。

8ページをお願いします。

次に、歳出について御説明いたします。

款02総務費の目05財産管理費、節12委託料は、今後解体を見据えた中児童館、中保育園の適 正な解体費用の算出のため、アスベスト調査業務委託料として95万3,000円を追加しています。

その下、目06庁舎整備費、節13使用料及び賃借料は、新庁舎等建設のために調達しました木材の新たな保管場所の借り上げ料として120万円を追加しております。

9ページには、債務負担行為に関する調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しをお 願いいたします。

以上で、議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長 (大沢まり子さん)

議案第51号 工事請負契約の変更について、議案第52号 工事請負契約の変更について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦さん。

#### 亜炭鉱廃坑対策室長(木村公彦さん)

それでは、議案第51号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

追加議案その2、2ページをお願いいたします。

議案第51号 工事請負契約の変更についてです。

令和6年御嵩町議会第1回定例会(議案第24号)で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

- 1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第3期防災工事です。
- 2. 契約の金額ですけれども、「22億9, 794万7, 300円」を「24億6, 319万5, 900円」に変更するものです。
  - 3.変更の理由は、工事内容の精査による増額及び竣工期限の延長でございます。

4. 契約の相手方は、飛島・岐建・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は岐建株式会社、株式会社國本起業です。

続いて、追加議案その2、資料つづり1ページ、2ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。

1億6,524万8,600円を増額する仮契約を9月24日に締結しております。また、第3期防災工事は、工事期間の完成を10月31日までとしておりましたが、充填量が増え、日数を要していることから、令和7年3月7日まで工事期間を延長する仮契約となっております。

3ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しております。

第3期防災工事の施工箇所は、御嵩町中地内の老人憩いの家、白山多目的グランドを含む民 有地等でございます。右上の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございます ので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第52号に移らせていただきます。

追加議案その2に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

議案第52号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和5年御嵩町議会第3回定例会(議案第71号)で議決された工事請負契約を次のとおり変 更するため、議会の議決を求めるものでございます。

- 1. 契約の目的は、令和5年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第4-1期防災工事でございます。
- 2. 契約の金額ですけれども、「4億7,960万円」を「4億9,890万600円」に変更するものでございます。
  - 3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額及び竣工期限の延長でございます。
- 4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて追加議案その2、資料つづり4ページ、5ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。

1,930万600円を増額する仮契約を9月24日に締結しております。

また、第4-1期防災工事は、工事期間の完成を9月30日までとしておりましたが、交通規制等地元住民への配慮や削孔等にも時間を要したため、令和6年12月20日まで工事期間を延期する仮契約となっております。

6ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しています。

第4-1期防災工事の施工箇所は、御嵩町伏見・比衣地内で共和中学校の北側の民有地等で ございます。右上の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御 確認をお願いいたします。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

工事請負契約の変更について、議案2件について説明させていただきました。御審議のほど よろしくお願いいたします。

## 議長 (大沢まり子さん)

ここで暫時休憩いたします。議事進行上の休憩といたしますので、再開予定は2分後とします。

午前10時58分 休憩

\_\_\_\_

午前11時00分 再開

## 議長 (大沢まり子さん)

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

#### 議長(大沢まり子さん)

追加日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

#### 6番(鈴木秀和さん)

新庁舎事業用地修正設計事業、これの中身、内容について2点質問させてください。

まず1つが、設計の場合、よく基本設計と実施設計という言い方をしますけど、これは実施 設計まで全て含んでいるのかということと、農地転用申請とか開発申請が当然ありますね、そ れに添付する完成品まで予定しているのかというのが1点。

2点目が、費用なんですが、4,570万円と出ています。前回、造成設計とか排水設計、たしか五千数百万円だったと記憶しております。用地はあまり変わらないし、確かに調整池が変わったという部分はあるんですが、かなりの部分が前回と大きくは造成の部分で変わらないんじ

やないかなと思うんですが、その割には金額としては結構大きな金額が入っているんですが、 前回がある程度利用できるということであれば、もう少し圧縮ができたんじゃないかという感 想ですが、いかがでしょうか。

以上、2点お願いします。

## 議長 (大沢まり子さん)

企画課長 山田敏寛さん。

## 企画課長(山田敏寛さん)

それでは、御質問にお答えします。

まず設計の関係ですけれども、開発申請、農転申請までできる成果品としてまでの設計です ので、実施設計ということでございます。

修正というところで、もう少し安価でというようなことだと思いますけれども、当然前の設計が生かせるところもありますが、大きく駐車場と防災広場と入れ替わったということで調整池の関係で排水等も大きく変わってきますし、平成31年度は5,500万円でしたけれども、その後現在の物価高騰に伴う労務単価の増とか、そういう関係もありましてこの金額になっております。いずれにしましても、適正な契約締結に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

#### 議長 (大沢まり子さん)

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 清水亮太さん。

#### 7番 (清水亮太さん)

先の話ではあるんですけど、9ページのところで、新庁舎事業用地修正設計事業のところで 地方債を予定されていますけど、どういったものを使用される予定なのかを分かれば教えてく ださい。

#### 議長 (大沢まり子さん)

総務課長 土谷浩輝さん。

## 総務課長(土谷浩輝さん)

今のところ予定いたします地方債ですけれど、緊急防災・減災事業債を想定しております。 以上です。

## 議長(大沢まり子さん)

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第50号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について採決を行います。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

# 議長 (大沢まり子さん)

議案第51号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第51号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

# 議長 (大沢まり子さん)

議案第52号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

#### [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第52号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

## 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

#### 議長(大沢まり子さん)

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から第6号の計6件を一括議題としたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳 入歳出決算認定について、認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について、認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟さん。

# 総務建設産業常任委員会委員長(奥村 悟さん)

それでは、報告させていただきます。

ピンク色の委員会付託事件審査報告書の1ページをお願いします。

令和6年9月24日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長 奥村

悟。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和6年9月12日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

- 1. 審查実施日、令和6年9月20日金曜日。
- 2. 審査事件名、認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定 第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令 和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。
- 3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

なお、主な質疑は次のとおりであります。お目通しを願いたいと思います。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。 認定第5号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

なお、一般会計決算のうち、民生文教常任委員会の所管部分については4ページ目からになりますが、9月19日付で総務建設産業常任委員会委員長宛てに報告書が提出されていますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

#### 議長(大沢まり子さん)

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及 び採決を行います。

#### 議長(大沢まり子さん)

認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。 本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

\_\_\_\_\_\_

# 議長 (大沢まり子さん)

認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

## 議長 (大沢まり子さん)

認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題と

します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

## 議長 (大沢まり子さん)

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長谷口鈴男さん。

# 民生文教常任委員会委員長(谷口鈴男さん)

御報告をさせていただきます。

委員会付託事件審査報告書の6ページをお願いいたします。

令和6年9月19日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。民生文教常任委員会委員長 谷口鈴男。 民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和6年9月12日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

- 1. 審查実施日、令和6年9月18日水曜日。
- 2. 審査事件名、認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効果的に執行されたか、また予算の目的どおりに適正になされたのか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。

なお、主な質疑等につきましては資料に掲載しているとおりですので、後ほどお目通しをお 願いいたします。

審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

以上であります。

#### 議長(大沢まり子さん)

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及 び採決を行います。

## 議長 (大沢まり子さん)

認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採

決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

## 議長 (大沢まり子さん)

認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

#### 議長(大沢まり子さん)

認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

## 常任委員会の閉会中の特定事件の調査

#### 議長 (大沢まり子さん)

日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、御嵩 町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会 中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続 調査とすることに決定いたしました。

## 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

#### 議長(大沢まり子さん)

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会(必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に 関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継 続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営 委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### 議長 (大沢まり子さん)

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

## 町長 (渡辺幸伸さん)

令和6年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

終始熱心に御議論、御審議いただきましてありがとうございました。追加議案も含めまして、 上程させていただきました議案につきまして全て議了いただきました。御礼申し上げます。

特に、御嵩町の事務所の移転を定める条例の一部を改正する条例の制定、位置条例に関しま しては、地方自治法に定める議会の特別議決であり、大変重要な判断を行っていただいたとい うふうに思っております。

当初から10年を迎える時間を経ましたが、この間、様々な方々が携わり、様々な経緯を経て 進められてきた、その重みを今後ともかみしめ、事業を進めてまいりたいというふうに思って おります。

一方で、新庁舎等整備事業について、本格的な再スタートを行うための土俵に上がったにすぎないというふうな認識でございます。安全・安心のまちづくり、あるいは誇りの持てるまちづくりを目指すという目的達成のために、今後ともしっかり議論、協議を重ね、町民の皆様の御期待に応えられるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

間もなく上半期を終え、10月を迎えてまいります。まだまだ日中は暑い日が続いておりますが、朝夕は涼しくなってきております。議員各位にあっては体調など崩されませぬよう祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。お疲れさまでございました。

\_\_\_\_\_

#### 閉会の宣告

#### 議長 (大沢まり子さん)

これをもちまして令和6年御嵩町議会第3回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。 午前11時26分 閉会 上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議会議長 大沢 まり子

署名議員 伏屋光幸

署名議員高山由行